

市民意見募集(パブリックコメント)結果(案)

「和歌山市みんなでとりくむ生き生き健康づくり条例(案)」に関するご意見を募集した結果、4件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

| | |
|--------|----------------------------|
| 募集案件 | 和歌山市みんなでとりくむ生き生き健康づくり条例(案) |
| 受付期間 | 平成26年10月15日～平成26年11月14日 |
| ご意見の件数 | 4名・4件 |

■ご意見の概要と考え方

貴重なご意見いただきまして、大変ありがとうございました。

以下、皆様からのご意見に対する考え方を載せさせていただきます。

| No | ご意見の概要 | 考え方 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 指導者といつでもできる場所の確保をお願いします。 | <p>本市の現状では、教育委員会所管の体育施設については、指定管理者により管理運営を実施しており、指定管理者の自主事業として市民の健康維持や余暇活動の場として、指導者のもと各種スポーツ教室を春季と秋季の2回実施しているとのことです。</p> <p>本条例(案)では、第5条「市長の責務」に「健康づくりを推進するための環境の整備を図らなければならない。」と定めておりますので、本条例(案)の趣旨にのっとり、条例施行後には、運動のできる場所等の充実がより図られていくものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な事業、制度内容に関することですので、今後、市議会における予算審議等の参考とさせていただきます。</p> |

| No | ご意見の概要 | 考え方 |
|----|---|---|
| 2 | <p>活動（体操）をする場所を確保していただきたい。公共施設の使用にはいろいろ制約があって使いにくいです。</p> | <p>本市の現状では、体育施設の利用方法については、市立体育館の場合、毎月1日（休館日に当たる場合は翌日）に各施設において2カ月先の1カ月分の抽選を行っています。</p> <p>市立体育館以外（市民スポーツ広場・市民テニスコート・つつじが丘テニスコート）については、使用しようとする日の2カ月前の日から使用しようとする日までの期間内に施設予約システムにより申請することとなっています。また、地区会館（支所、連絡所内）については、地域により申込日は異なりますが、それぞれ申し込み期日を設定して、各支所、連絡所で受け付けを実施しており、会議、教室に使用していますが、自分たちの運営による健康体操などには使用可能となっています。コミュニティセンターについては、使用する日の6カ月前から前日まで受け付けをしており、申し込み順となっていますが、和歌山市公共施設案内・予約システムか直接施設に電話することで予約可能となっています。なお、各コミュニティセンターの稼働率は高いため、空いていることが少ないとのことでありました。</p> <p>本条例（案）では、第5条「市長の責務」に「健康づくりを推進するための環境の整備を図らなければならない。」と定めておりますので、本条例（案）の趣旨にのっとり、条例施行後には、運動のできる場所等の充実がより図られていくものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な事業、制度内容に関することですので、今後、市議会における予算審議等の参考とさせていただきます。</p> |

| No | ご意見の概要 | 考え方 |
|----|--|---|
| 3 | <p>受動喫煙、公共場所での完全禁煙を入れてください。これだけ、喫煙の弊害が言われているのに、一言もそれに触れられていないのは、いかがなものでしょうか。</p> | <p>受動喫煙防止については、健康増進法第25条に受動喫煙の防止として、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められており、本条例案においても、第5条第4項に「市長の責務」として、「市長は、健康づくりを推進するための環境整備を図らなければならない。」と規定し、また、第8条においても、「事業者の役割」として、「事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努める」と規定しています。</p> |
| 4 | <p>受動喫煙の防止の観点から意見を述べさせていただきます。</p> <p>他府県から来られた方から、和歌山公園内の至るところに灰皿が置かれていると言われました。その方はぜんそくを持っていて、和歌山城なら空気もいいたろうと散策しようと思ったら、あちこちでたばこを吸っているので副流煙を吸うことになり余計に体に悪いと言っていました。</p> <p>例えば、姫路城などでは、城内はもちろん、周辺道路も禁煙になっていて、たまにマナーの悪い人はいますが、ほとんどと言っていいほどたばこを吸っている人はいません。</p> <p>また、東京都やその周辺自治体では条例が整備されていた禁煙の表示が道路上にされています。</p> <p>和歌山もまずは和歌山駅、和歌山市駅、ぶらくり丁周辺や和歌山公園内及び周辺は条例で禁煙にしてほしいです。また、コンビニやスーパー、公共施設の入口の灰皿はたばこを持ち込まないようにするものだと思うが、その場所でたばこを吸うので出入りする非喫煙者には不健康だと思います。</p> | <p>今回、本条例案には、直接、受動喫煙防止に関する規定を設けておりませんが、健康づくりの観点から、受動喫煙の防止のみならず、市民一人一人の健康づくりが推進されることを願い条例の制定を目指すものであります。</p> <p>和歌山市議会としても、本条例案の第6条「議会の責務」の規定に基づき、今後、全ての市民が健やかに生活することができる地域社会の実現に向け、不特定多数の方が利用する公共空間での受動喫煙防止についても、積極的に働きかけてまいります。</p> <p>なお、本市で管理している和歌山公園（和歌山城）については、健康増進法第25条の趣旨に基づき、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう、関係部局に申し伝えます。</p> |